

建築工事の積算基準について(お知らせ)

堺市建築都市局建築部が発注する建築・電気設備・機械設備工事は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事積算基準」等を準用し、積算を行っています。令和6年4月1日以降に公告する案件から、以下の積算基準等を準用しますので、お知らせします。

1 積算基準等については、下記のとおりです。

- 公共建築工事積算基準(平成28年12月版)
- 公共建築工事共通費積算基準(令和5年改定)
- 公共建築工事積算基準等資料(令和5年改定)

2 堺市の主な運用について

・建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事を一括して発注する場合の算定

(1) 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のいずれかの主たる工事と主たる工事以外の工事の場合

イ. 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、それぞれ以下のとおりとする。

なお、主たる工事とは発注時の工事種別をいう。

(イ) 共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとの共通仮設費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる共通仮設費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

(ロ) 現場管理費は、それぞれの工事種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。なお、積み上げによる現場管理費は、それぞれの工事種別ごとに区分して計上する。

(ハ) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

ロ. 主たる工事以外のいずれかの工事(昇降機設備工事を除く。)が、主たる工事と比較して軽微な工事であり、かつ、単独の工期設定がない場合も、原則として(1)イ. (イ)及び(ロ)による。

ハ. 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

(2) 昇降機設備工事を主たる工事又は主たる工事以外の工事として含む場合

イ. 昇降機設備工事が主たる工事の場合は、主たる工事以外の工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率により算定する。

ロ. 昇降機設備工事を主たる工事以外の工事として含む場合は、当該昇降機設備工事費に対する共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率は、(1)イ. により算定する。

ハ. 共通費の算定方法は、設計図書の変更があった場合においても、原則として変更しない。

・複合単価の算定に用いる歩掛りにおいて、下請経費等が含まれる「その他」の率は、中間値+1%を採用とする。